第13回
定時株主総会
招集ご通知

平成30年１月１日 ⟶ 平成30年12月31日

TATERU

当日ご出席の株主さまのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

開催日時

平成31年３月26日（火曜日）午前10時
受付開始　午前９時

開催場所

東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階
東京ミッドタウン・ホール　Hall A
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

目 次

- 第13回定時株主総会招集ご通知 …… 2
- 株主総会参考書類 …… 5
- 事業報告 …… 12
- 連結計算書類 …… 29
- 計算書類 …… 32
- 監査報告書 …… 35

株式会社ＴＡＴＥＲＵ　　証券コード：1435

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。ここに、第13回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社グループは、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、ITの技術力を通じてイノベーションを創造し、業績の向上と業容の拡大を図り企業価値の向上に努めております。当社は、平成30年12月27日付で公表いたしました「特別調査委員会からの調査結果報告書（要約版）受領および今後の対応に関するお知らせ」に記載のとおり、当社従業員が顧客から提供を受けた預金残高データを改ざんし、実際より多く見せて金融機関に提出し、融資審査を通りやすくしていた事実が判明したことを受け、外部の専門家アドバイザーを中心とした「特別調査委員会」を設置し、調査を実施してまいりました。同日、特別調査委員会から調査結果や原因に関する考察、再発防止策等を記載した調査結果報告書を受領いたしました。

当社TATERU Apartment事業における、今回の一連の問題により、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申しあげます。会社として、コンプライアンスの徹底ができていなかったこと、深く反省しております。コーポレート・ガバナンスの強化をグループ全体の最重要課題であると強く認識し、代表取締役CEOとして、強い決意を持って会社全体の変革に取り組んでまいります。

当連結会計年度は、主力事業であるIoTアパート経営プラットフォームTATERU Apartment事業の会員数が16万名を突破し、また、新規事業であるTATERU Funding事業、TATERU bnb事業及びRobot Home事業については、黒字化を達成いたしました。これらの結果、売上高は791億49百万円、経常利益は5億7百万円となりました。

また、IoT機器の企画・開発を中心としたRobot Home事業においては、オーナーのための賃貸経営アプリ「Apartment kit for Owner」及び管理会社のための業務効率化ツール「Apartment kit for Property Management」の提供を開始いたしました。プロパティマネジメントに関わる三者（オーナー・入居者・管理会社）のコミュニケーションの円滑化を図ることにより、入居者の生活の利便性と安全性の向上及びオーナーや管理会社の賃貸管理業務の効率化を可能とする新しい形のIoT賃貸経営プラットフォームを展開してまいります。TATERU bnb事業においては、住宅宿泊事業法（民泊新法）および改正旅館業法に対応した、IoTで民泊施設をスマート化する「bnb kit」の提供を開始し、このシステムを導入したIoT民泊アパートの企画開発を、当連結会計年度は13棟実現いたしました。不動産投資型クラウドファンディングTATERU Funding事業においては、会員数は8万名を突破し、また、当連結会計年度よりキャピタル重視型ファンドの運用を開始いたしました。

当社グループは、ITを駆使したサービスの開発を加速し、次世代のリアルエステートテックを代表する企業への進化を目指してまいります。今後、コンプライアンス意識を徹底し、全社一丸となって信頼回復に努めてまいりますので、株主の皆さまには、引き続き、倍旧のご支援、並びにご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

代表取締役 CEO
古木 大咲

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして平成31年３月25日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

日時	平成31年３月26日（火曜日）午前10時より （受付開始は、午前９時です。）	
場所	東京都港区赤坂九丁目７番１号 東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階 東京ミッドタウン・ホール　Hall A （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
目的事項	**報告事項**	１．第13期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第13期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　定款一部変更の件
		第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
		第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

開催日時	平成31年３月26日（火曜日）午前10時より （受付開始は、午前９時です。）

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限	平成31年３月25日（月曜日）午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト（**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は **次ページ** をご覧ください

議決権行使期限	平成31年３月25日（月曜日）午後５時まで

1．法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（https://corp.tateru.co/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
（1）連結計算書類の連結注記表　（2）計算書類の個別注記表
したがって、本添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2．事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://corp.tateru.co/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

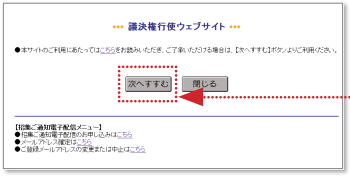

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
または検索サイトで

議決権行使 みずほ　検索

で検索。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック。

左記QRコードからのアクセスも可能です。

2 ログイン

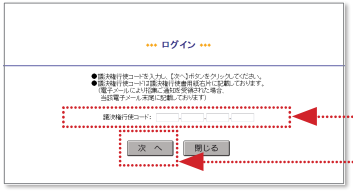

「議決権行使コード」を入力し、**「次へ」**をクリック。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

3 パスワードの入力

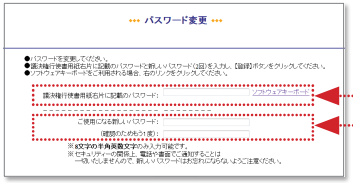

パスワード変更画面が出ますので、
初期パスワードを入力し、
株主様がご使用になる
パスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力下さい

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524

受付時間
9：00～21：00（土・日・休日を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後、機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

２．変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第６条（条文省略）	第１条～第６条（現行どおり）
（新設）	（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第７条～第39条（条文省略）	第８条～第40条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会が経営の意思決定及び監督に一層注力するため、その構成を見直すことといたしました。

今回の見直しにより、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化をより進めてまいります。

つきましては、社内出身の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を３名減員するとともに、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

フルキ　ダイサク
古木　大咲（昭和54年９月14日生）　再任

所有する当社株式の数
39,950,000株

取締役会への出席状況
20／21回
(95.2%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13年11月	三和エステート株式会社 入社
平成18年１月	当社設立 代表取締役
平成28年４月	株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）取締役
平成28年６月	株式会社iVacation（現株式会社TATERU bnb）取締役（現任）
平成29年５月	株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）代表取締役（現任）
平成30年１月	株式会社TATERU Funding 取締役（現任）
平成30年３月	当社 代表取締役CEO（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社Robot Home 代表取締役
株式会社TATERU bnb 取締役
株式会社TATERU Funding 取締役

候補者とした理由

候補者は、当社創業者として13年にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社の社会からの信頼回復及びさらなる企業価値向上のために必要であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

タカスギ　ユウスケ
高杉　雄介（昭和49年11月１日生）　再任

所有する当社株式の数
－株

取締役会への出席状況
17／17回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成16年12月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
平成21年12月　公認会計士登録
平成26年２月　当社 入社
平成27年３月　当社 執行役員経営管理本部長
平成29年５月　株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）監査役（現任）
平成30年１月　株式会社TATERU bnb 監査役（現任）
平成30年１月　株式会社TATERU Funding 監査役（現任）
平成30年３月　当社 常務取締役CFO経営管理本部長（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社Robot Home 監査役
株式会社TATERU bnb 監査役
株式会社TATERU Funding 監査役

候補者とした理由

候補者は、会計部門における豊富な知識と経験を有してり、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

マツゾノ　カツキ
松園　勝喜（昭和55年３月26日生）　再任

所有する当社株式の数
－株

取締役会への出席状況
17／17回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成22年９月　ピーシーフェーズ株式会社 入社
平成28年６月　当社 入社
平成29年３月　当社 執行役員IT技術開発本部長
平成29年５月　株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）取締役（現任）
平成30年１月　株式会社TATERU bnb 取締役（現任）
平成30年１月　株式会社TATERU Funding 取締役（現任）
平成30年３月　当社 常務取締役CTO IT技術開発本部長（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社Robot Home 取締役
株式会社TATERU bnb 取締役
株式会社TATERU Funding 取締役

候補者とした理由

候補者は、IT部門における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

サエキ　コウスケ
佐伯　幸祐
（昭和51年７月28日生）

再任

所有する
当社株式の数
50,000株

取締役会への
出席状況
21／21回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成７年４月　佐伯工務店 入社
平成15年５月　有限会社ケイエス 取締役
平成19年７月　当社 入社
平成19年10月　当社 取締役
平成28年２月　当社 常務取締役エンジニア本部長（現任）
平成29年11月　株式会社リアライズアセットマネジメント（現株式会社インベストオンライン）取締役（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社インベストオンライン 取締役

候補者とした理由

候補者は、建設分野における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

フジモト　カズユキ
藤本　一之
（昭和29年12月13日生）

新任

所有する
当社株式の数
－株

取締役会への
出席状況
－／－回
（－%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月　同和火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社
平成19年４月　ニッセイ同和損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員
平成19年６月　ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役執行役員
平成22年４月　MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 執行役員
平成22年６月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員
平成23年４月　エイチ・エス損害保険株式会社 コンプライアンス担当執行役員

候補者とした理由

候補者は、コンプライアンス・リスク管理部門における高い見識を有していることから、当社のコンプライアンス強化に寄与すると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年12月31日現在のものであります。
３．当社は、古木大咲氏が代表取締役を務める株式会社Robot Homeとの間に製品販売等の取引があります。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役３名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

オウモト　タケシ
應本　健（昭和53年４月14日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数
－株

取締役会への出席状況
21／21回
（100%）

監査等委員会への出席状況
13／13回
（100%）

社外取締役としての在任期間
２年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年10月　弁護士登録
　　TMI総合法律事務所 入所
平成24年７月　アンビシャス東京法律事務所開設 代表（現任）
平成27年３月　当社 社外監査役
平成28年４月　株式会社チャイルド・ピース 社外取締役（現任）
平成29年３月　当社 社外取締役監査等委員（現任）
平成30年８月　ハートコア株式会社 社外監査役（現任）

［重要な兼職の状況］
アンビシャス東京法律事務所 代表
株式会社チャイルド・ピース 社外取締役
ハートコア株式会社 社外監査役

候補者とした理由

候補者は、社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

秦（ハタ） 武司（タケシ）（昭和23年４月３日生）

再任 社外 独立役員

所有する
当社株式の数
2,000株

取締役会への
出席状況
21／21回
（100%）

監査等委員会への
出席状況
13／13回
（100%）

社外取締役としての
在任期間
２年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年４月	和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
平成４年４月	和光証券株式会社 株式部長
平成10年６月	和光証券株式会社 取締役営業企画部長
平成12年４月	新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）常務執行役員法人企画部担当
平成13年５月	新光証券株式会社 常務執行役員名古屋支店長
平成16年６月	新光証券株式会社 取締役専務執行役員商品本部長
平成18年５月	株式会社新光総合研究所（現株式会社日本投資環境研究所）取締役社長
平成19年５月	株式会社新光総合研究所 取締役会長
平成23年２月	株式会社アクトコール 監査役
平成25年８月	当社 社外監査役
平成28年４月	株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）監査役
平成29年３月	当社 社外取締役監査等委員（現任）
平成30年３月	株式会社M.I.Tホールディングス 社外取締役（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社M.I.Tホールディングス 社外取締役

候補者とした理由

候補者は、長年にわたり証券会社等における企業経営に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

塩濱（シオハマ） 剛治（タケジ）

（昭和34年３月30日生）

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数
－株

取締役会への出席状況
20／21回
(95.2%)

監査等委員会への出席状況
12／13回
(92.3%)

社外取締役としての在任期間
３年
（うち監査等委員である社外取締役としての在任期間
２年）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成２年４月　A.T.カーニー, Inc 入社
平成９年４月　アンダーセンコンサルティング株式会社（現アクセンチュア株式会社）入社
平成11年10月　アスクル株式会社 入社
平成18年１月　SAPジャパン株式会社 入社
平成19年５月　ロゼッタワールド株式会社（現ロゼッタストーン・ジャパン株式会社）代表取締役社長
平成25年１月　ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 会長
平成25年７月　Uber Japan株式会社 代表取締役社長
平成27年７月　サーベイモンキージャパン株式会社 カントリーマネージャー
平成28年３月　当社 社外取締役
平成28年６月　株式会社カウリス 取締役
平成28年８月　株式会社アップル 社外取締役（現任）
平成29年３月　当社 社外取締役監査等委員（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社アップル 社外取締役

候補者とした理由

候補者は、長年にわたり事業会社における企業経営に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．應本健氏、秦武司氏及び塩濱剛治氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
４．当社は、應本健氏、秦武司氏及び塩濱剛治氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に再任され就任した場合、当社は各氏と当該契約を継続する予定であります。

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の回復で輸出が伸びるとともに、個人消費の改善及び設備投資も増加傾向が続き、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ヨーロッパやアジアの地政学リスクや米国の金融政策の動向、中国の経済動向など海外経済の不確実性から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、金融機関の融資姿勢の変化により、不動産投資に対しての融資の厳格化の動きが見られるものの、日銀によるマイナス金利政策の継続により、投資家の物件取得需要は旺盛であり、今後も底堅く推移していくことが期待されます。

このような状況の下、当社グループは、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、主要な事業であるTATERU Apartment事業は増収減益となったものの、新規事業であるTATERU Funding事業、TATERU bnb事業及びRobot Home事業については、黒字化を達成いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高791億49百万円（前年同期比18.1％増）と増収となったものの、たな卸資産の評価損18億６百万円を売上原価に計上したこと等により、営業利益７億21百万円（同87.8％減）、経常利益５億７百万円（同91.3％減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益24億48百万円を計上したこと等により８億21百万円（同79.4％減）となりました。

なお、当社従業員が顧客から提供を受けた預金残高データを改ざんし、実際より多く見せて金融機関に提出し、融資審査を通りやすくしていた事実（以下「本件事案」といいます。）が判明したため、平成30年９月４日に特別調査委員会を設置し調査を実施してまいりましたが、平成30年12月27日に特別調査委員会から調査結果や原因に関する考察、再発防止策等を記載した調査結果報告書を受領いたしました。株主の皆さまをはじめ関係者各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますこと、深くお詫び申しあげます。

再発防止策を確実に実施するとともに、コンプライアンス意識を徹底し、全社一丸となって信頼の回復を早期に実現できるように尽力してまいります。

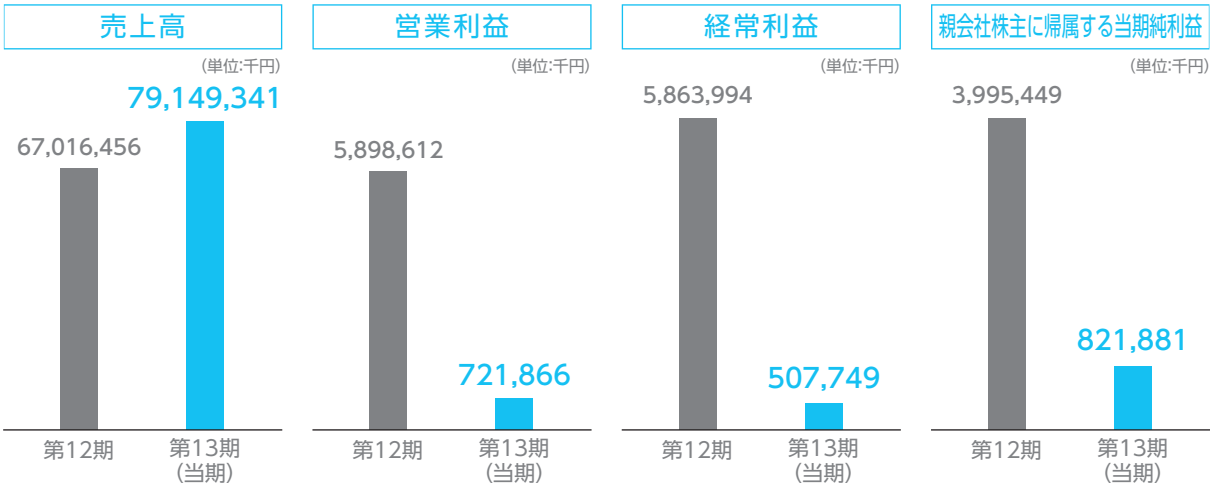

TATERU Apartment事業につきましては、機能強化や知名度の向上を図ることで、会員数の増加と成約率の維持・向上を推進してまいりました。テレビCMをはじめとする種々の広告宣伝活動によりブランディングの強化に努めてまいりました。なお、本件事案に関する関係者の皆様への影響その他諸般の事情を鑑み、９月以降の広告掲載を自粛いたしました。また、本件事案に関連し、アパートの引渡しの遅延や受注の取消しが生じているとともに、資金繰り改善のためのたな卸資産の早期売却及びたな卸資産の評価損18億６百万円を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は765億97百万円(前年同期比16.4％増)、営業利益は22億99百万円(前年同期比71.6％減)となりました。なお、報告セグメント上、TATERU Funding事業において開発・運用を行ったアパートをTATERU Apartment事業の会員へ販売する取引形態は、TATERU Apartment事業ではなくTATERU Funding事業の収益としております。

不動産投資型クラウドファンディングTATERU Funding事業につきましては、第１四半期連結会計期間からキャピタル重視型ファンドの運用を始め、当該事業開始から当連結会計年度末までで50ファンド（募集総額38億135百万円）の運用を開始しております。なお、平成30年10月1日より開始予定であった３ファンドの運用を中止するとともに、新たなファンドの組成を停止しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は７億70百万円(前年同期67百万円)、営業利益は３億81百万円(前年同期25百万円の営業損失)となりました。

様々な民泊運用サービスの提供を行っているTATERU bnb事業におきましては、平成30年６月に住宅宿泊事業法(民泊新法）が施行されるとともに、旅館業法が改正されております。IoT機器「bnb kit」を活用することで人件費等のコストを削減し収益性の向上を図るIoT民泊アパート「TATERU bnb」は、当連結会計年度において13棟の企画開発を行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は５億44百万円(前年同期比263.9%増)、営業利益は１億17百万円(前年同期59百万円の営業損失)となりました。

IoT機器の企画・開発を中心としたRobot Home事業においては、IoT機器「Apartment kit」を提供しております。入居者の生活の利便性と安全性の向上及びオーナーや管理会社の賃貸管理業務の効率化を図るべく、「Apartment kit」の入居者向けサービス「Benefit」への新規サービス導入や、賃貸経営アプリ「Apartment kit for Owner」のリリースなど、機能強化につとめてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は13億17百万円(前年同期52百万円)、営業利益５億20百万円(前年同期２億24百万円の営業損失)となりました。

２．設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は6,037,676千円であり、その主なものは不動産投資型クラウドファンディングTATERU Funding事業の物件取得に関するもの5,449,663千円であります。

３．資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,200,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,800,000千円であります。

平成30年5月に、海外募集による新株の発行により13,236,672千円の資金調達を行っております。

平成30年7月に、新株予約権の行使により52,160千円の資金調達を行っております。

４．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、持分法適用会社である株式会社TRASTAの新規募集株式を300,460千円で追加取得いたしました。

5．対処すべき課題

当社グループは、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、ITの技術力を駆使したサービスの開発を加速することでイノベーションを創造し、更なる業績の向上と業容の拡大を図り企業価値の向上を目指してまいりました。

この度、TATERU Apartment事業において、当社従業員が顧客から提供を受けた預金残高データを改ざんし、実際より多く見せて金融機関に提出し、融資審査を通りやすくしていた事実（以下「本件事案」といいます。）が判明したため、平成30年９月４日に特別調査委員会を設置し調査を実施してまいりましたが、平成30年12月27日に特別調査委員会から調査結果や原因に関する考察、再発防止策等を記載した調査結果報告書受領いたしました。株主の皆さまをはじめ関係者各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申しあげます。

再発防止策を確実に実施するとともに、コンプライアンス意識を徹底し、全社一丸となって信頼の回復を早期に実現するため、以下の事項を当社グループが対処すべき当面の課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の透明性・客観性の確保のため、コーポレートガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。そのため、取締役会の構成及び執行役員制度を見直し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るとともに、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離することで、経営の透明性・客観性の向上を図ってまいります。

②コンプライアンス・リスク管理体制の強化

本件事案をうけ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理体制の強化は重要な課題であると認識しております。そのため、当社は、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括するコンプライアンス統括本部を設置し、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の実効性の確保とグループ全体のコンプライアンス体制の強化及びリスクマネジメント体制の強化を図ってまいります。

③顧客及び金融機関からの信頼の回復

本件事案をうけ、当社グループの主力事業であるTATERU Apartment事業における顧客及び金融機関からの信頼の回復が重要な課題であると認識しております。そのため、上記のコーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンス・リスク管理体制の強化に加えて、業務フローを見直し、顧客との契約適合性手続きを厳格化し、顧客及び金融機関からの信頼の回復に努めてまい

ります。

④新規事業における収益の拡大
　当社グループは、主力事業であるTATERU Apartment事業に集中した事業構造となっているため、当連結会計年度より黒字化を果たしましたTATERU Funding事業（クラウドファンディング事業）、TATERU bnb事業（民泊事業）及びRobot Home事業（IoT事業）への投資を加速させ、当社グループの将来の中核事業へ発展・拡大させていくとともに、新規事業の開発・育成することが必要不可欠であると認識しております。

⑤賃貸管理サービスの品質向上
　当社グループの主力事業であるTATERU Apartment事業は、アパート引渡後の賃貸管理サービスも含めたワンストップサービスを提供しており、オーナーと入居者の満足度を重視した高品質のサービスを提供することを基本姿勢としております。
　入居者の生活の利便性と安全性を高め、オーナーや管理会社の賃貸管理業務の効率化を図り、さらには、プロパティマネジメントに関わる三者（オーナー、入居者、管理会社）のコミュニケーションの円滑化を進めてまいります。
　賃貸管理サービスの品質をより一層高めるとともに、周辺サービスの開発・発展に努めることにより、さらなる成長を目指してまいります。

⑥技術革新への対応
　当社グループは、これまでITの技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりましたが、ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

⑦システムトラブルへの対応
　当社グループの事業のコアは、ITの技術であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合は、当社グループの営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、自社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。

6．財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成28年度 第11期	平成29年度 第12期	平成30年度 (当連結会計年度) 第13期
売上高	37,915,158 千円	67,016,456 千円	79,149,341 千円
経常利益	3,803,998 千円	5,863,994 千円	507,749 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,354,217 千円	3,995,449 千円	821,881 千円
1株当たり当期純利益	30.79 円	51.52 円	9.70 円
総資産	10,856,029 千円	21,864,780 千円	32,449,578 千円
純資産	6,030,857 千円	9,667,768 千円	22,881,489 千円
1株当たり純資産額	78.89 円	120.56 円	256.28 円

(注) 1．第11期（平成28年度）より連結計算書類を作成しているため、第10期（平成27年度）については記載しておりません。
2．当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成27年度 第10期	平成28年度 第11期	平成29年度 第12期	平成30年度 (当期) 第13期
売上高	21,512,531 千円	37,894,858 千円	66,482,967 千円	77,391,639 千円
経常利益	1,884,005 千円	3,857,397 千円	5,999,560 千円	298,880 千円
当期純利益	1,127,637 千円	2,403,116 千円	3,924,049 千円	837,956 千円
1株当たり当期純利益	15.88 円	31.43 円	50.60 円	9.89 円
総資産	6,600,584 千円	10,881,118 千円	21,054,078 千円	31,727,581 千円
純資産	3,830,303 千円	6,079,715 千円	9,514,622 千円	22,748,461 千円
1株当たり純資産額	50.10 円	79.52 円	120.35 円	256.25 円

(注) 当社は、平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

7．重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Robot Home	255,000千円	100.00%	IoT機器の開発、製造及び販売
株式会社TATERU bnb	20,000千円	100.00%	民泊物件の運営企画及びその代行
株式会社TATERU Funding	100,000千円	100.00%	不動産投資型クラウドファンディングの運用
株式会社インベストオンライン	227,382千円	80.05%	不動産コンサルティング・マッチング

（注）株式会社インベストオンラインは、平成30年４月１日付で株式会社リアライズアセットマネジメントから社名変更いたしました。

8．主要な事業内容

当社グループの主力事業であるTATERU Apartment事業においては、土地情報の提供から、デザインアパートの企画・施工・賃貸管理までのワンストップサービスの提供を行っております。

TATERU Apartment事業の具体的な事業内容は、主として以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　業　内　容
TATERU Apartment事業	土地のマッチング又は販売 デザインアパートの企画及び施工 リーシング業務（入居者募集業務） 賃貸物件の契約、集金代行、清掃、修繕等の管理業務

9．主要な営業所

当　社：本社（東京）、福岡支店、大阪支店、名古屋支店、仙台支店

子会社：株式会社Robot Home（東京）、株式会社TATERU bnb（東京）、株式会社TATERU Funding（東京）、株式会社インベストオンライン（東京）

10. 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
505〔70〕名	88名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

②当社の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減
381〔47〕名	52名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

11. 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社西京銀行	1,800,000千円
株式会社三井住友銀行	1,600,000千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,200,000千円の当座貸越契約を締結しております。
なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,800,000千円であります。

2 会社の株式に関する事項 (平成30年12月31日現在)

1．発行可能株式総数 282,464,000株

2．発行済株式の総数 88,767,000株

3．株主数 62,066名

4．大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
古木大咲	39,950,000株	45.00%
石井啓子	3,581,000	4.03
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	1,552,856	1.74
公益財団法人石井育英会	1,500,000	1.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	683,500	0.76
大和証券株式会社	667,500	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	648,600	0.73
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	589,200	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	428,900	0.48
BNY GCM CLIENT ACCOUT JPRD AC ISG (FE-AC)	373,065	0.42

(注) 持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	保有人数	付与決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間
第１回新株予約権	当社取締役（監査等委員を除く。）３名	平成26年７月16日	289個	普通株式 2,312,000株	無償	20円	平成29年７月８日から平成36年７月７日まで

（注）当社は、平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株、平成30年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額がそれぞれ変更になっております。

2．事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
古木　大咲	代表取締役	CEO、株式会社Robot Home 代表取締役 株式会社TATERU bnb 取締役 株式会社TATERU Funding 取締役
大城　崇聡	専務取締役	COO、プロパティマネジメント本部長 株式会社Robot Home 取締役 株式会社TATERU bnb 代表取締役 株式会社TATERU Funding 代表取締役
野間　大亮	常務取締役	バイヤー本部管掌
佐伯　幸祐	常務取締役	エンジニア本部長 株式会社インベストオンライン 取締役
高杉　雄介	常務取締役	CFO、経営管理本部長、株式会社Robot Home 監査役 株式会社TATERU bnb 監査役 株式会社TATERU Funding 監査役
松園　勝喜	常務取締役	CTO、IT技術開発本部長、株式会社Robot Home 取締役 株式会社TATERU bnb 取締役 株式会社TATERU Funding 取締役
岡田　喜則	常務取締役	CMO、FIRSTORDER事業部長
應本　健	取締役 (監査等委員)	アンビシャス東京法律事務所 代表 株式会社チャイルド・ピース 社外取締役 ハートコア株式会社 社外監査役
秦　武司	取締役 (監査等委員)	株式会社M.I.Tホールディングス 社外取締役
塩濱　剛治	取締役 (監査等委員)	株式会社アップル 社外取締役

(注) 1．取締役（監査等委員）應本健氏、秦武司氏及び塩濱剛治氏は、社外取締役であります。
2．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3．当社は、取締役（監査等委員）應本健氏、秦武司氏及び塩濱剛治氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4．当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

辞任年月日	氏　名	辞任時の地位	辞任時の担当及び重要な兼職の状況
平成30年12月27日	古賀　聡	常務取締役	TATERU第1本部長 株式会社インベストオンライン取締役

5．当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執行役員	森山　正隆	バイヤー本部長
執行役員	山本　千賀子	内部監査室長

2．当事業年度に係る取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。）８名 381,600千円（うち社外　－名　　－　千円）
取締役（監査等委員）　　３名　15,120千円（うち社外　３名　15,120千円）

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成29年３月23日開催の第11回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。
２．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年３月23日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
３．当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名、監査等委員である取締役３名であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成30年12月27日付けで辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名を含んでいるためであります。

3．社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）應本健氏は、アンビシャス東京法律事務所代表、株式会社チャイルド・ピースの社外取締役及びハートコア株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同法律事務所又は同各社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）秦武司氏は、株式会社M.I.Tホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）塩濱剛治氏は、株式会社アップルの社外取締役を兼任しております。なお、当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査等委員会への出席状況	主な活動状況
社外取締役(監査等委員)	應　本　　健	当事業年度開催の取締役会 21回中21回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中13回出席	弁護士としての豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	秦　　武　司	当事業年度開催の取締役会 21回中21回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中13回出席	企業経営・金融に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	塩　濱　剛　治	当事業年度開催の取締役会 21回中20回出席 当事業年度開催の監査等委員会 13回中12回出席	企業経営に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35,000千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4．会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

5．非監査業務の内容

該当事項はありません。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨と解任の理由について、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために当社及び子会社において各々が「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。

② コンプライアンス担当部署である経営管理本部に加えて、「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会活動等を通じて、当社グループのコンプライアンスに係わる全体の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。

③ 内部通報制度を設け、対応窓口を社内及び社外専門会社に設置することで問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

④ 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室長は、必要に応じて監査等委員及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括する。

② コンプライアンス委員会において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。

③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

② 取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達する。

③　日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、統一された経営理念のもと、個々の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に沿って所管部門等が適正に管理し、内部監査室等が子会社の監査を行う。

②　子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は監査等委員会事務局においてこれを補助する。なお、監査等委員会事務局を内部監査室が兼務する。また、内部監査室が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示・命令は受けないこととする。なお、内部監査部門の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査等委員との事前協議を要するものとする。

(7) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。

②　当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。

③　当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④　監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の

執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また当会社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

② 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室長及び会計監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案が発生した場合は、組織的に対処できる体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

取締役会を21回開催し、法令や定款に定める事項及び経営上重要な事項に関する意思決定のほか、取締役の職務の執行の監督等を行いました。

また、当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。

(2) 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員は取締役会、コンプライアンス委員会等の社内重要会議への出席等を行うことで、取締役等から業務執行の状況の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。

また監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室長との間で定期的に情報交換を行うほか、内部監査室が実施する内部監査等に関する報告を聴取しています。

3．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大に備えた企業体質の維持・強化を図りつつ継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	26,413,055
現金及び預金	11,993,824
売掛金	841,190
商品及び製品	299,951
販売用不動産	11,105,828
仕掛販売用不動産	1,618,758
貯蔵品	10,566
繰延税金資産	100,246
その他	458,140
貸倒引当金	△15,451
固定資産	6,036,523
有形固定資産	993,154
建物	368,675
車両運搬具	18,692
土地	559,544
建設仮勘定	3,156
その他	43,084
無形固定資産	2,156,396
のれん	1,791,047
その他	365,348
投資その他の資産	2,886,973
投資有価証券	2,351,533
繰延税金資産	10,618
その他	524,821
資産合計	32,449,578

負債の部	
科目	金額
流動負債	8,314,393
買掛金	2,824,725
短期借入金	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	401,154
未払法人税等	568,023
賞与引当金	55,749
満室保証引当金	319,021
その他	2,345,720
固定負債	1,253,696
長期借入金	1,200,860
繰延税金負債	4,566
資産除去債務	48,269
負債合計	9,568,089
純資産の部	
株主資本	22,747,452
資本金	7,272,422
資本剰余金	7,178,610
利益剰余金	8,296,419
その他の包括利益累計額	1,598
その他有価証券評価差額金	1,575
為替換算調整勘定	22
新株予約権	1,530
非支配株主持分	130,908
純資産合計	22,881,489
負債・純資産合計	32,449,578

連結損益計算書 (平成30年１月１日から平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**79,149,341**
売上原価		**70,524,349**
売上総利益		**8,624,992**
販売費及び一般管理費		**7,903,125**
営業利益		**721,866**
営業外収益		
受取利息	1,436	
受取配当金	26,691	
物品売却益	3,865	
保険解約益	13,945	
その他	4,748	50,686
営業外費用		
支払利息	12,555	
株式交付費	62,568	
投資事業組合運用損	2,675	
支払手数料	10,156	
持分法による投資損失	165,575	
その他	11,272	264,803
経常利益		**507,749**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,448,315	2,448,315
特別損失		
投資有価証券評価損	100,008	
特別調査費用等	184,335	284,344
税金等調整前当期純利益		**2,671,721**
法人税、住民税及び事業税	1,549,795	
法人税等調整額	298,492	1,848,288
当期純利益		**823,433**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,551**
親会社株主に帰属する当期純利益		**821,881**

連結株主資本等変動計算書 （平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成30年１月１日残高	628,006	533,502	8,300,627	9,462,137
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	6,618,336	6,618,336		13,236,672
新株の発行（新株予約権の行使）	26,080	26,080		52,160
剰余金の配当			△826,090	△826,090
親会社株主に帰属する当期純利益			821,881	821,881
連結子会社株式の取得による持分の増減		691		691
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	6,644,416	6,645,107	△4,208	13,285,314
平成30年12月31日残高	7,272,422	7,178,610	8,296,419	22,747,452

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成30年１月１日残高	69,152	-	69,152	1,530	134,948	9,667,768
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						13,236,672
新株の発行（新株予約権の行使）						52,160
剰余金の配当						△826,090
親会社株主に帰属する当期純利益						821,881
連結子会社株式の取得による持分の増減						691
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△67,577	22	△67,554	-	△4,039	△71,594
連結会計年度中の変動額合計	△67,577	22	△67,554	-	△4,039	13,213,720
平成30年12月31日残高	1,575	22	1,598	1,530	130,908	22,881,489

貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	24,831,559
現金及び預金	10,640,018
売掛金	729,050
販売用不動産	11,150,940
仕掛販売用不動産	1,675,370
貯蔵品	9,883
前渡金	65,754
前払費用	116,144
繰延税金資産	44,892
その他	400,127
貸倒引当金	△626
固定資産	6,896,022
有形固定資産	971,151
建物	353,118
車両運搬具	18,692
工具、器具及び備品	36,638
土地	559,544
建設仮勘定	3,156
無形固定資産	132,534
商標権	2,604
ソフトウエア	98,494
ソフトウェア仮勘定	31,435
投資その他の資産	5,792,335
投資有価証券	1,792,129
関係会社株式	3,590,365
出資金	30
長期前払費用	2,359
その他	407,452
資産合計	31,727,581

負債の部	
科目	金額
流動負債	7,717,748
買掛金	2,808,081
短期借入金	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000
未払金	849,492
未払費用	351,406
未払法人税等	447,000
前受金	61,693
預り金	656,036
賞与引当金	25,018
満室保証引当金	319,021
固定負債	1,261,370
長期借入金	1,200,000
繰延税金負債	13,101
資産除去債務	48,269
負債合計	8,979,119
純資産の部	
株主資本	22,745,356
資本金	7,272,422
資本剰余金	7,182,940
資本準備金	7,182,940
利益剰余金	8,289,992
利益準備金	14,482
その他利益剰余金	8,275,510
繰越利益剰余金	8,275,510
評価・換算差額等	1,575
その他有価証券評価差額金	1,575
新株予約権	1,530
純資産合計	22,748,461
負債・純資産合計	31,727,581

損益計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**77,391,639**
売上原価		**71,072,319**
売上総利益		**6,319,319**
販売費及び一般管理費		**6,007,037**
営業利益		**312,282**
営業外収益		
受取利息	3,058	
受取配当金	26,690	
物品売却益	3,865	
保険解約益	13,945	
受取出向料	22,260	
その他	9,246	79,067
営業外費用		
支払利息	12,347	
株式交付費	62,568	
投資事業組合運用損	2,675	
支払手数料	10,156	
その他	4,721	92,469
経常利益		**298,880**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,447,306	2,447,306
特別損失		
投資有価証券評価損	100,008	
特別調査費用等	184,335	284,344
税引前当期純利益		**2,461,842**
法人税、住民税及び事業税	1,375,097	
法人税等調整額	248,789	1,623,886
当期純利益		**837,956**

株主資本等変動計算書 (平成30年１月１日から平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成30年１月１日残高	628,006	538,524	14,482	8,263,644	8,278,126	9,444,657
事業年度中の変動額						
新株の発行	6,618,336	6,618,336				13,236,672
新株の発行(新株予約権の行使)	26,080	26,080				52,160
剰余金の配当				△826,090	△826,090	△826,090
当期純利益				837,956	837,956	837,956
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	6,644,416	6,644,416		11,866	11,866	13,300,698
平成30年12月31日残高	7,272,422	7,182,940	14,482	8,275,510	8,289,992	22,745,356

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成30年１月１日残高	68,434	68,434	1,530	9,514,622
事業年度中の変動額				
新株の発行				13,236,672
新株の発行(新株予約権の行使)				52,160
剰余金の配当				△826,090
当期純利益				837,956
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△66,859	△66,859	-	△66,859
事業年度中の変動額合計	△66,859	△66,859	-	13,233,839
平成30年12月31日残高	1,575	1,575	1,530	22,748,461

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月25日

株式会社ＴＡＴＥＲＵ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗　栖　孝　彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗　原　幸　夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＡＴＥＲＵの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＡＴＥＲＵ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月25日

株式会社ＴＡＴＥＲＵ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 栗　栖　孝　彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 栗　原　幸　夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＡＴＥＲＵの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、当該事業年度において、当社従業員が顧客から提供を受けた預金残高データを改ざんし、実際より多く見せて金融機関に提出し、融資審査を通りやすくしていた事実が確認されたため、当社は、主に中立・公正な専門家で構成される特別調査委員会を設置して事実関係の調査を実施しました。当該特別調査委員会からは調査結果や原因に関する考察、再発防止策等の提言を受けております。当監査等委員会は、当社において、再発防止策を含む法令遵守体制の構築と運用について継続的な改善に取り組んでいることを確認しており、引き続き、再発防止策等が確実に実行されるよう注視してまいります。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月25日

株式会社TATERU　監査等委員会

監査等委員　應本　　健　㊞

監査等委員　秦　　武司　㊞

監査等委員　塩濱　剛治　㊞

（注）監査等委員 應本健、秦武司及び塩濱剛治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階
東京ミッドタウン・ホール　Hall A

107-0052 東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウンコールセンター TEL 03-3475-3100（10：00 ～ 21：00）

地下鉄をご利用の場合

- 都営大江戸線「六本木駅」
  8番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」
  より地下通路にて直結
- 東京メトロ千代田線「乃木坂駅」
  3番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」
  1番出口より徒歩約10分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにて
お越しの場合、4a出口より地上からお越しください。
※本総会のための駐車場の用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮願います。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。